

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（平成17年9月30日京都市条例第19号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の一部の施行により介護保険法の一部が改正され、介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用が介護施設サービス費等の対象から除外されたことに伴い、利用料金に関する規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年10月1日から施行することとしました。

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第19号

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第48条第2項第1号」を「第48条第2項」に、「及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した」を「，同法第51条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める」に改め，同項第2号中「費用の額」の右に「，同法第51条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額」を加え，同項第3号中「費用の額」の右に，「，同法第61条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額」を加え，同項第4号中「第13条第3項第1号」を「第13条第3項」に，「及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した」を「，同条第5項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める」に改め，同条第3項を削る。

附 則

この条例は，平成17年10月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)